

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま 復興ニュース

第88号 (平成28年3月15日発行)

海と
生きる

【発行】
気仙沼市秘書広報課
〒988-8501
宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号
TEL: 22-6600 内線 207・208
FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)
E-mail: h-koho@city.kesenuma.lg.jp

気仙沼市秘書広報課



✓ 震災により被災された皆さんの 「国民健康保険の医療費一部負担金」 「介護保険サービス利用者負担額」の 免除を継続します

震災による被災者の医療費一部負担金および介護保険サービス利用者負担額の免除は、4月以降も継続することとなりました。

詳しくは、3月15日発行の広報「国民健康保険・後期高齢者医療特集号」をご覧ください。

○対象となる方 (要件)

次のいずれかに該当する気仙沼市国民健康保険に加入している方、
または介護保険の要介護認定を受けている方



○震災により住家が全壊、大規模半壊または全焼した方で、市県民税非課税世帯の方（住家が半壊で、その住宅をやむを得ず解体し、被災者生活再建支援金の支給対象となった場合を含みます。）

○震災により主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で、市県民税非課税世帯の方

○実施期間 4月1日から来年3月31日まで（1年間）

4月からの免除証明書は、3月末に郵送します。有効期間は、平成28年4月1日から7月31日までです。8月以降は、平成28年度の課税状況により再判定し、該当する方にお届けします。

○免除内容

- ・入院・通院・歯科・調剤・訪問看護療養費に係る一部負担金
- ・介護保険サービス利用者負担額（1割）

※入院時の食費・居住費、治療用装具、柔道整復・マッサージ・鍼灸の施術、また介護保険サービス利用における食費・居住費（滞在費）・日常生活費などは対象になりません。



■問い合わせ先／

tel: 22-6600

- ・保険課
内線376・377・389
- ・高齢介護課
内線406・407

来年
3月31日まで

✓ 後期高齢者医療制度の医療費一部負担金免除は 3月31日で終了します

宮城県後期高齢者医療制度に加入している方の震災による医療費一部負担金免除措置は、3月31日で終了します。現在お持ちの「一部負担金免除証明書」は4月1日から使用できませんので、ご自身で破棄してください。

非課税世帯の被保険者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、高額な医療費や入院時の食事代の負担を軽くすることができますので、保険課にお問い合わせください。

■問い合わせ先／

- ・保険課
tel: 22-6600
内線378・379
- ・宮城県
後期高齢者医療広域連合
tel: 022-266-1021



住まいの再建を支援します

市独自支援制度の補助上限額を一部見直し

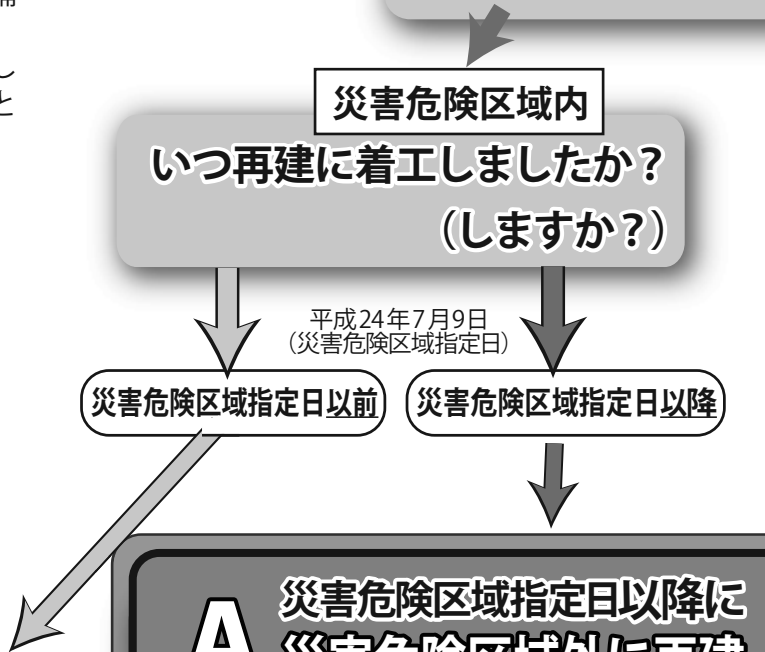
市では、震災からの住まいの再建を促進するため、市独自支援制度を実施していますが、4月1日から補助上限額を一部見直します。

すでに申請受給済みの方については、今回の見直しにより、差額が生じる分を追加支給します。(対象となる方には、4月15日以降に個別に通知します。)

■問い合わせ先/
建築住宅課
tel: 22-6600
内線568・588

被災した住宅はどこ

- フローチャート内の①と②について
1. ローン利用の方は①、または②を選択して申請することができます。
 2. ローンを利用しないで自力再建した方は②を申請することができます。
 3. ②は再建にかかった費用から被災者生活再建支援金加算支援金(修繕の場合は加算支援金及び応急修理制度補助金)を控除した額(それぞれ上限額あり)が補助金額となります。



D 災害危険区域指定日以前に 市内の災害危険区域外に再建

①ローン利用の場合	：	②	★
上限 786万円	：	上限 200万円	
(利子相当額+除却・移転費)	：	また	
(区分ごとの上限額)	：	または	
建物利子補給：444万円	：	建物：200万円	
土地利子補給：206万円	：	土地・敷地造成：100万円	
敷地造成利子補給：58万円	：	除却・移転費用：20万円	
除却・移転費用：78万円	：		

※消費税8%の場合はA①と同様の金額。
※全壊または大規模半壊等の世帯が対象となります。

A 災害危険区域指定日以降に 災害危険区域外に再建

①ローン利用の場合
上限 802万9千円
(利子相当額+除却・移転費)

かけ地近接等
危険住宅移転事業
(区分ごとの上限額)

建物利子補給：457万円
土地利子補給：206万円
敷地造成利子補給：59万7千円
除却・移転費用：80万2千円

※災害危険区域外(市内外問わず)に再建した場合
注)住宅再建に係る契約や工事着工前に申請が必要となります。
※全壊または大規模半壊等の世帯

E 災害危険区域指定日以前に 市外に再建

①ローン利用の場合	：	②
上限 100万円	：	上限 50万円
(利子相当額+除却・移転費)	：	また
(区分ごとの上限額)	：	または
建物利子補給：100万円	：	建物・土地・敷地造成：
土地・敷地造成利子補給：	：	50万円
50万円	：	除却・移転費用：20万円
除却・移転費用：20万円	：	

※全壊または大規模半壊等の世帯が対象となります。

F 災害危険区域指定日以前に 災害危険区域内に再建

①ローン利用の場合	：	②
上限 100万円	：	上限 50万円
(利子相当額+除却・移転費)	：	また
(区分ごとの上限額)	：	または
建物利子補給：100万円	：	建物・土地・敷地造成：
土地・敷地造成利子補給：	：	50万円
50万円	：	除却・移転費用：20万円
除却・移転費用：20万円	：	

※全壊または大規模半壊等の世帯が対象となります。
また、現地での修繕も対象となります。



スタート

にありましたか？
(ありますか?)



災害危険区域外

再建の方法は？

現地で修繕

建設または取得

《注意事項》

- ・「災害危険区域」は本市が指定する災害危険区域を指します。
- ・「全壊または大規模半壊等」には半壊でやむを得ず解体した場合を含みます。また、市外被災者（加算支援金等を除く公的制度を未利用の方）を含みます。
- ・防災集団移転促進事業参加者は、防集事業の再建支援制度をご利用ください。
- ・災害危険区域指定日の平成 24 年 7 月 9 日は、内湾地区以外の指定日です。
- ・内湾地区における「災害危険区域指定日」は、平成 26 年 8 月 20 日です。
- ・災害公営住宅に入居後の住宅再建は、利用できません。

B 市内の災害危険区域外に再建 (建設または取得)

①ローン利用の場合 ★

上限 457 万円 (444 万円)

(利子相当額+除却・移転費)

(区分ごとの上限額)

建物利子補給：457 万円
(444 万円)

土地利子補給：206 万円

造成利子補給：59 万 7 千円
(58 万円)

除却・移転費用：20 万円

※消費税 5% の場合は () の金額となります。

※全壊または大規模半壊等の世帯が対象となります。

② ★

上限 200 万円

(区分ごとの上限額)

建物：200 万円

土地・敷地造成：100 万円

除却・移転費用：20 万円

または

② ★
上限 200 万円

(区分ごとの上限額)

建物：200 万円

土地・敷地造成：100 万円

除却・移転費用：20 万円

※市内の災害危険区域外に
再建した場合

が対象となります。

★が制度見直し箇所となります。

C 市内の災害危険区域外に再建 (修繕)

①ローン利用の場合

上限 300 万円

(利子相当額+除却・移転費)

(区分ごとの上限額)

建物利子補給：300 万円

土地・敷地造成利子補給：

150 万円

除却・移転費用：20 万円

※全壊または大規模半壊等の世帯が対象となります。

②

上限 100 万円

(区分ごとの上限額)

建物：100 万円

土地・敷地造成：50 万円

除却・移転費用：20 万円

または

今回紹介の制度は4月1日(金)から受付を開始します

■申請窓口／建築住宅課 (第2庁舎2階)

■事業期間／平成 25 年度から平成 32 年度まで※

■必要書類／申請書のほか、契約書の写しや被災住宅・移転住宅の登記事項証明書等が必要となります。

詳しくは、申請窓口までお問い合わせください。

※A①の制度は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による支援内容です。ご利用になる方は、住宅再建に係る契約や工事着工前に申請が必要となりますのでご注意ください。

既に補助金を受けた方には個別に通知します

すでに以前の制度で申請受給済みの方については、4月15日以降に個別に通知します。

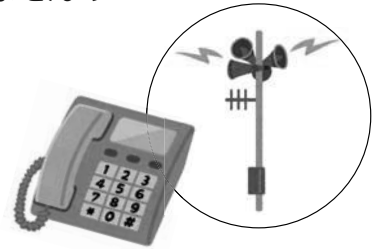


✓ 防災行政無線テレホンサービスがフリーダイヤルになります

防災行政無線はテレホンサービスでもご利用になれますが、4月1日から、フリーダイヤル（無料通話）での提供を開始します。

なお、050 番号のIP電話など、一部電話からはフリーダイヤルをご利用できませんので、現行の電話番号（有料）でご利用ください。

■問い合わせ先／
危機管理課
tel:22-6600
内線262



○フリーダイヤル番号 **0120-26-9119**
(有料電話のご利用の場合は 0226-28-9119)

○サービス開始日 **4月1日 正午から**
※都合により、日時を変更する場合があります。

✓ 『住宅再建相談会』を開催します ～住宅金融支援機構「災害復興住宅融資制度」～

■予約・問い合わせ先／
住宅金融支援機構 お客様コールセンター
tel:0120-086-353

住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資に係る「住宅再建相談会」を下記のとおり開催します。相談会は予約制となっていますので希望される場合は、事前に「予約・問い合わせ先」までご連絡ください。

また、当日は、市建築住宅課職員も出席していますので「気仙沼市の住宅再建に関する支援制度」についてもご相談いただけます。お気軽にご相談ください。



○相談会の期日・場所など

期日	場所	その他
4月17日(日)	気仙沼中央公民館 3階 会議室3・4	・相談会は午前10時から午後4時までですが、個別相談開始時刻はお申し込みの際にお知らせします。 ・4月17日は民間金融機関が参加し、住宅ローンに関する相談にお答えします。
4月18日(月)		

今後も定期的に相談会を開催する予定です。
日時など決まり次第、「けせんぬま復興ニュース」でお知らせします。

✓ 震災による拾得物の出張展示・返却会を行っています

■問い合わせ先／
(一社)気仙沼復興協会
tel:27-3882

気仙沼復興協会では、震災時に市内で拾得された写真などについて、洗浄・仕分け・保管し、展示や返還を行っています。気仙沼復興協会内での常時展示のほか、市内各地区で下記のとおり出張展示も行いますので、ぜひご来場ください。

○日程

日	時	場 所
3月16日(水)	午前10時から午後3時まで	鹿折復興マート2階 会議室 (五十番タクシー様隣)
3月19日(土)	午前11時から午後5時まで	イオン気仙沼店2階 エレベーターホール
3月20日(日)		
3月21日(月・祝)		

■展示物／一部の写真、拾得物リスト、パソコンでの閲覧、置物、トロフィーなど

